

青森県心血管疾患対策協議会設置要綱

(設置)

第1 本県における心筋梗塞等の心血管疾患に関する医療連携体制等について検討するため、青森県心血管疾患対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 心筋梗塞等の心血管疾患に関する基本的な情報の収集・整理、医療資源の確認及び心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制を構築するにあたって必要な資源の把握
- (2) 心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制の構築に関する事項
- (3) その他心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制の確保等に関する事項

(組織)

第3 協議会は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 心筋梗塞等の心血管疾患に係る専門的な医療を行う医療機関に属する者
- (3) 救急搬送に従事する者
- (4) その他心筋梗塞等の心血管疾患に関する医療連携体制の確保・構築等のために必要と認める機関・団体等に属する者

(任期)

第4 協議会の委員の任期は委嘱の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の任期の残任期間とする。

(会長等)

第5 協議会に会長を置き、会長は協議会の事務を総理する。

2 会長は、委員の中から互選により選出する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は必要に応じ、委員以外の者を協議会に出席させることができる。

(地域を限定した協議会)

第7 協議会は、調査、協議する事項の内容により必要がある場合は、地域を限定した協議会（以下「地域協議会」という。）を置くことができる。

2 地域協議会は、知事が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

3 委員の任期は、その都度定める。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第6の2第1項から第3項の規定は、地域協議会につき準用する。この場合、「協議会」は「地域協議会」に、「委員」は「地域協議会の委員」に読み替えるものとする。

5 この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課において行う。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 5月 7日から施行する。

この要綱は、平成19年 8月27日から施行する。

この要綱は、平成23年 7月 5日から施行する。

この要綱は、平成29年 6月27日から施行する。

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。